

第35号議案

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一
部を改正する条例案に関する知事への意見については、これを承認する。

令和7年12月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
案に関する知事への意見について

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案に関す
る知事への意見について、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育
長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づ
き、臨時に代理する。

令和7年11月19日

滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
案に関する知事への意見について

格別の意見はない。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定、ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に伴い教員の処遇の改善等を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する。

改正の概要

- 1 公民較差等に基づく令和7年度の給与改定
 - (1) 給料
給料月額を引上げ（平均3.28%）【令和7年4月から遡及適用】
 - (2) 期末手当および勤勉手当
支給月数を各0.025月分引上げ【令和7年12月期から遡及適用】
※令和8年6月期以降は、6月期と12月期で平準化
- 2 その他人事委員会の勧告に基づく改正【令和7年4月から遡及適用】
 - (1) 通勤手当
自動車を使用する場合の支給限度額を8,500円引上げ
上限 32,800円→41,300円
 - (2) 宿日直手当
一般宿日直および業務当直に係る手当額を300円引上げ
一般宿日直 1回 5,200円→5,500円
業務当直 1回 7,600円→7,900円
- 3 教員の処遇の改善等の改正【令和8年1月から適用】
 - (1) 教職調整額
給料月額の100分の10に相当する額に段階的に引上げ
※令和8年1月1日から100分の5に引上げ、毎年100分の1ずつ引き上げる（令和13年1月1日に100分の10）
 - (2) 管理職の本給加算
校長、副校長、教頭の給料月額に3,800円または4,000円を加算

(3) 義務教育等教員特別手当

ア 支給限度額を600円引上げ

上限 8,000円→8,600円

イ 校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して支給

(4) 特殊勤務手当

ア 特殊勤務手当の種類から多級手当を削除

イ 教員特殊業務手当のうち、児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務および児童または生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務について、手当の額を8,000円に引上げ

※ 遡及適用分については、令和8年1月例月給与で差額を支給予定

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和7年10月20日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、ならびに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正等に伴い教員の処遇の改善等を行うため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）および滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の別表第1および別表第2関係）

(2) 諸手当の改正

ア 通勤手当について、自動車を使用する場合に係る支給限度額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第12条関係）

イ 宿日直手当について、支給限度額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第16条関係）

ウ 令和7年12月期の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の72.5に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第17条関係）

エ 令和7年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の52.5に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第18条、第31条の2および第35条の2関係）

オ 義務教育等教員特別手当について、支給限度額を引き上げるとともに、校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して支給することとします。（第2条の規定による改正後の第19条の3関係）

カ 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額に11,500円、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額に3,800円または4,000円をそれぞれ加算すること

とします。(第2条の規定による改正後の別表第1および別表第2関係)

キ 令和8年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の126.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の126.25に引き下げるものとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の71.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の71.25に引き下げるものとします。(第3条の規定による改正後の第17条関係)

ク 令和8年6月期以降の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の106.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の106.25に引き下げるものとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の51.25に引き上げ、12月期の支給割合を100分の51.25に引き下げるものとします。(第3条の規定による改正後の第18条、第31条の2および第35条の2関係)

ケ 教職調整額について、給料月額100分の10に相当する額に段階的に引き上げることとします。(第4条の規定による改正後の第3条および付則第3項関係)

コ 特殊勤務手当の種類から多級手当を削除することとします。(第5条の規定による改正後の第3条および第5条関係)

サ 教員特殊業務手当のうち、児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務および児童または生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務について、手当の額を業務に従事した日1日につき8,000円に引き上げることとします。(第5条の規定による改正後の第4条関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)のオ、カおよびケからサまでは令和8年1月1日から、(2)のキおよびクは同年4月1日から施行することとします。

イ (1)および(2)のアおよびイについては令和7年4月1日から、(2)のウおよびエについては同年12月1日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号アおよび第5項中「32,800円」を「41,300円」に改める。

第16条中「5,200円」を「5,500円」に、「7,600円」を「7,900円」に改め、同条ただし書中「7,800円」を「8,250円」に、「11,400円」を「11,850円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第31条の2第2項および第35条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	

	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		

87	311, 700	396, 600	449, 900
88	312, 300	397, 900	450, 300
89	313, 000	399, 100	450, 700
90	313, 800	400, 400	451, 000
91	314, 600	401, 500	451, 300
92	315, 400	402, 700	451, 500
93	315, 900	403, 900	451, 800
94	316, 700	405, 000	452, 100
95	317, 500	406, 200	452, 400
96	318, 300	407, 400	452, 600
97	318, 900	408, 800	452, 800
98	319, 600	409, 800	453, 100
99	320, 400	410, 800	453, 400
100	321, 100	411, 800	453, 600
101	321, 900	412, 700	453, 800
102	322, 700	413, 700	454, 100
103	323, 600	414, 800	454, 400
104	324, 400	415, 900	454, 600
105	325, 000	416, 600	454, 800
106	325, 800	417, 500	
107	326, 600	418, 400	
108	327, 400	419, 300	
109	328, 100	420, 100	
110	328, 500	420, 900	
111	328, 800	421, 700	
112	329, 300	422, 500	
113	329, 800	423, 100	
114	330, 200	423, 800	
115	330, 600	424, 500	
116	331, 000	425, 200	
117	331, 500	425, 800	
118	332, 000	426, 300	
119	332, 400	426, 600	
120	332, 900	426, 900	
121	333, 400	427, 200	
122	333, 800	427, 500	
123	334, 200	427, 800	
124	334, 700	428, 000	
125	335, 200	428, 200	
126	335, 500	428, 500	
127	335, 800	428, 800	
128	336, 100	429, 000	
129	336, 300	429, 200	
130	336, 600	429, 500	
131	336, 900	429, 800	
132	337, 100	430, 000	

	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

注 1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	277,400	306,300	390,400	410,200
	42	278,500	308,200	391,600	411,500
	43	279,600	310,000	392,800	412,500
	44	280,700	311,700	393,900	413,600
	45	281,600	313,400	395,000	414,800
	46	282,400	315,200	396,300	416,000
	47	283,200	316,900	397,500	417,200
	48	284,000	318,500	398,600	418,400
	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	

87	308,600	377,500	429,300
88	309,100	378,600	429,500
89	309,500	379,600	429,700
90	310,000	380,700	430,000
91	310,400	381,800	430,300
92	310,900	382,900	430,500
93	311,200	384,000	430,700
94	311,700	385,100	431,000
95	312,200	386,100	431,300
96	312,600	387,200	431,500
97	312,900	388,200	431,700
98	313,300	389,200	432,000
99	313,700	390,100	432,300
100	314,100	391,000	432,500
101	314,500	391,800	432,700
102	314,800	392,800	433,000
103	315,100	393,600	433,300
104	315,400	394,500	433,500
105	315,600	395,300	433,700
106	315,900	396,200	
107	316,200	397,100	
108	316,400	398,000	
109	316,600	398,800	
110	316,800	399,800	
111	317,100	400,700	
112	317,400	401,600	
113	317,600	402,200	
114	317,800	403,100	
115	318,000	404,000	
116	318,300	404,900	
117	318,600	405,700	
118	318,800	406,400	
119	319,100	407,200	
120	319,400	408,000	
121	319,600	408,600	
122	319,800	409,300	
123	320,000	410,000	
124	320,300	410,600	
125	320,600	411,200	
126		411,900	
127		412,400	
128		413,000	
129		413,600	
130		414,200	
131		414,700	
132		415,200	

	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 義務教育等教員特別手当の月額、8,600円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。

(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校および高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

第36条の表第19条の3第2項の項中「第19条の3第2項」を「第19条の3第3項」に改める。

別表第1注2中「7,700円」を「11,500円」に改め、同表注2の次に次のように加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2注2中「7,500円」を「11,500円」に改め、同表注2の次に次のように加える。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

第3条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第31条の2第2項および第35条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

（滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第4条 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者」を「（管理職手当を受ける者および教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものを除く。第6条第1項および第2項において同じ。）」に、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第6条第1項中「（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）」を削る。

第7条第2項中「県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および措置を行うために必要な情報の提供」を「給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定およびその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導」に、「支援」を「援助」に改める。

付則に次の１項を加える。

- ３ 次の表の左欄に掲げる期間における第３条第１項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和８年１月１日から同年12月31日まで	100分の５
令和９年１月１日から同年12月31日まで	100分の６
令和10年１月１日から同年12月31日まで	100分の７
令和11年１月１日から同年12月31日まで	100分の８
令和12年１月１日から同年12月31日まで	100分の９

（滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第５条 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第３条中「、多級手当」を削る。

第４条第２項第２号中「前項第１号イ」の右に「およびウ」を加え、「7,500円」を「8,000円」に改め、同項第３号を削り、同項第４号中「前項第２号」の右に「および第３号」を加え、同号を同項第３号とし、同項中第５号を削り、第６号を第４号とする。

第５条を次のように改める。

第５条 削除

付 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定、第４条の規定（滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第７条第２項の改正規定を除く。）および第５条の規定は令和８年１月１日から、第３条の規定および第４条の規定（同項の改正規定に限る。）は同年４月１日から施行する。
- 第１条の規定（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第２項および第３項、第18条第２項、第31条の２第２項ならびに第35条の２第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。
- 第１条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第17条第２項および第３項、第18条第２項、第31条の２第２項ならびに第35条の２第２項の規定は、令和７年12月１日から適用する。

（給与の内払）

- 新給与条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第11条の4 省略 （通勤手当） 第12条 省略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額） ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて<u>32,800円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額） イ 省略 (3) 省略 3・4 省略 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関	第1条～第11条の4 省略 （通勤手当） 第12条 省略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 省略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額） ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて<u>41,300円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額） イ 省略 (3) 省略 3・4 省略 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関

等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて32,800円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 省略

第12条の2～第15条 省略

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,200円(人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,600円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に

等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円(同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 省略

第12条の2～第15条 省略

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき5,500円(人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,900円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に

相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,800円（人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第16条の2 省略

（職員の期末手当）

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

（職員の勤勉手当）

第18条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該

相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、8,250円（人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、11,850円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第16条の2 省略

（職員の期末手当）

第17条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4） 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

（職員の勤勉手当）

第18条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第31条の2 省略

- 2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第35条の2 省略

- 2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の52.5 を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第31条の2 省略

- 2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第35条の2 省略

- 2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第

2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条～第39条 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900

2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条～第39条 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900

10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
22	243,200	280,300	354,500	407,300		22	256,400	292,600	366,900	419,600	
23	244,500	282,500	356,100	408,700		23	257,700	294,800	368,500	421,000	
24	245,800	284,600	357,600	410,000		24	258,900	296,900	370,000	422,300	
25	247,000	286,600	359,100	411,600		25	260,100	298,900	371,400	423,900	
26	248,200	288,500	360,700	413,000		26	261,300	300,800	373,000	425,300	
27	249,400	290,400	362,300	414,300		27	262,500	302,700	374,500	426,600	
28	250,600	292,200	363,800	415,700		28	263,700	304,500	376,000	428,000	
29	251,700	294,000	365,300	417,100		29	264,800	306,300	377,500	429,400	
30	252,900	295,900	366,900	418,400		30	265,800	308,200	379,100	430,700	
31	254,100	297,700	368,500	419,900		31	266,900	310,000	380,700	432,200	
32	255,300	299,400	370,000	421,400		32	267,900	311,700	382,200	433,700	

<u>33</u>	<u>256,400</u>	<u>301,100</u>	<u>371,500</u>	<u>423,000</u>
<u>34</u>	<u>257,700</u>	<u>302,900</u>	<u>373,100</u>	<u>424,400</u>
<u>35</u>	<u>259,000</u>	<u>304,600</u>	<u>374,700</u>	<u>426,000</u>
<u>36</u>	<u>260,300</u>	<u>306,200</u>	<u>376,200</u>	<u>427,500</u>
<u>37</u>	<u>261,700</u>	<u>307,800</u>	<u>377,700</u>	<u>429,200</u>
<u>38</u>	<u>263,100</u>	<u>309,500</u>	<u>379,200</u>	<u>430,700</u>
<u>39</u>	<u>264,400</u>	<u>311,300</u>	<u>380,700</u>	<u>432,300</u>
<u>40</u>	<u>265,700</u>	<u>313,000</u>	<u>382,100</u>	<u>433,900</u>
<u>41</u>	<u>267,000</u>	<u>314,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,400</u>
<u>42</u>	<u>268,000</u>	<u>316,200</u>	<u>385,000</u>	<u>436,900</u>
<u>43</u>	<u>269,000</u>	<u>318,000</u>	<u>386,400</u>	<u>438,100</u>
<u>44</u>	<u>269,900</u>	<u>319,700</u>	<u>387,800</u>	<u>439,300</u>
<u>45</u>	<u>270,600</u>	<u>321,400</u>	<u>389,300</u>	<u>440,500</u>
<u>46</u>	<u>271,400</u>	<u>323,300</u>	<u>390,900</u>	<u>441,800</u>
<u>47</u>	<u>272,200</u>	<u>325,000</u>	<u>392,500</u>	<u>443,000</u>
<u>48</u>	<u>273,000</u>	<u>326,700</u>	<u>393,900</u>	<u>444,200</u>
<u>49</u>	<u>273,800</u>	<u>328,400</u>	<u>395,100</u>	<u>445,300</u>
<u>50</u>	<u>274,600</u>	<u>330,200</u>	<u>396,500</u>	<u>446,500</u>
<u>51</u>	<u>275,300</u>	<u>332,000</u>	<u>397,900</u>	<u>447,700</u>
<u>52</u>	<u>276,100</u>	<u>333,700</u>	<u>399,200</u>	<u>448,900</u>
<u>53</u>	<u>276,900</u>	<u>335,400</u>	<u>400,400</u>	<u>450,100</u>
<u>54</u>	<u>277,700</u>	<u>336,700</u>	<u>401,600</u>	<u>451,300</u>
<u>55</u>	<u>278,500</u>	<u>338,000</u>	<u>402,900</u>	<u>452,500</u>

<u>33</u>	<u>269,000</u>	<u>313,400</u>	<u>383,700</u>	<u>435,300</u>
<u>34</u>	<u>270,100</u>	<u>315,200</u>	<u>385,300</u>	<u>436,700</u>
<u>35</u>	<u>271,300</u>	<u>316,900</u>	<u>386,800</u>	<u>438,300</u>
<u>36</u>	<u>272,600</u>	<u>318,500</u>	<u>388,300</u>	<u>439,800</u>
<u>37</u>	<u>273,800</u>	<u>320,100</u>	<u>389,800</u>	<u>441,500</u>
<u>38</u>	<u>274,900</u>	<u>321,800</u>	<u>391,300</u>	<u>443,000</u>
<u>39</u>	<u>276,100</u>	<u>323,600</u>	<u>392,800</u>	<u>444,600</u>
<u>40</u>	<u>277,200</u>	<u>325,300</u>	<u>394,200</u>	<u>446,200</u>
<u>41</u>	<u>278,500</u>	<u>326,600</u>	<u>395,500</u>	<u>447,700</u>
<u>42</u>	<u>279,500</u>	<u>328,500</u>	<u>397,000</u>	<u>449,200</u>
<u>43</u>	<u>280,500</u>	<u>330,300</u>	<u>398,400</u>	<u>450,400</u>
<u>44</u>	<u>281,400</u>	<u>332,000</u>	<u>399,800</u>	<u>451,600</u>
<u>45</u>	<u>282,000</u>	<u>333,600</u>	<u>401,300</u>	<u>452,800</u>
<u>46</u>	<u>282,800</u>	<u>335,500</u>	<u>402,900</u>	<u>454,100</u>
<u>47</u>	<u>283,600</u>	<u>337,200</u>	<u>404,500</u>	<u>455,300</u>
<u>48</u>	<u>284,400</u>	<u>338,900</u>	<u>405,900</u>	<u>456,500</u>
<u>49</u>	<u>285,100</u>	<u>340,600</u>	<u>407,100</u>	<u>457,600</u>
<u>50</u>	<u>285,900</u>	<u>342,300</u>	<u>408,500</u>	<u>458,800</u>
<u>51</u>	<u>286,600</u>	<u>344,000</u>	<u>409,900</u>	<u>460,000</u>
<u>52</u>	<u>287,400</u>	<u>345,700</u>	<u>411,200</u>	<u>461,200</u>
<u>53</u>	<u>288,200</u>	<u>347,400</u>	<u>412,400</u>	<u>462,400</u>
<u>54</u>	<u>289,000</u>	<u>348,700</u>	<u>413,600</u>	<u>463,600</u>
<u>55</u>	<u>289,700</u>	<u>350,000</u>	<u>414,900</u>	<u>464,800</u>

	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
定年前	72	291,500	364,100	424,500	
再任用	73	292,200	365,600	425,700	
短時間	74	292,900	367,200	426,800	
勤務職	75	293,600	368,800	428,000	
員以外	76	294,200	370,300	429,000	
の職員	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	

	56	290,500	351,300	416,200	466,000
	57	291,200	352,800	417,500	467,100
	58	291,800	354,400	418,800	467,700
	59	292,600	355,900	420,200	468,200
	60	293,400	357,500	421,400	468,700
	61	294,100	358,900	422,600	469,200
	62	294,700	360,500	424,000	
	63	295,500	362,100	425,400	
	64	296,100	363,500	426,700	
	65	297,100	365,000	427,900	
	66	297,900	366,600	429,100	
	67	298,600	368,200	430,400	
	68	299,300	369,700	431,800	
	69	299,900	371,200	433,100	
	70	300,600	372,800	434,300	
	71	301,300	374,300	435,300	
定年前	72	302,000	375,800	436,500	
再任用	73	302,700	377,300	437,700	
短時間	74	303,400	378,900	438,800	
勤務職	75	304,100	380,500	440,000	
員以外	76	304,600	382,000	441,000	
の職員	77	305,200	383,400	442,100	
	78	305,800	384,800	443,100	

<u>79</u>	<u>296,200</u>	<u>374,600</u>	<u>432,100</u>
<u>80</u>	<u>296,800</u>	<u>375,900</u>	<u>433,100</u>
<u>81</u>	<u>297,400</u>	<u>377,200</u>	<u>434,000</u>
<u>82</u>	<u>298,100</u>	<u>378,600</u>	<u>434,800</u>
<u>83</u>	<u>298,800</u>	<u>380,000</u>	<u>435,600</u>
<u>84</u>	<u>299,500</u>	<u>381,300</u>	<u>436,400</u>
<u>85</u>	<u>300,200</u>	<u>382,400</u>	<u>437,100</u>
<u>86</u>	<u>301,000</u>	<u>383,800</u>	<u>437,500</u>
<u>87</u>	<u>301,700</u>	<u>385,100</u>	<u>437,900</u>
<u>88</u>	<u>302,400</u>	<u>386,400</u>	<u>438,300</u>
<u>89</u>	<u>303,100</u>	<u>387,600</u>	<u>438,700</u>
<u>90</u>	<u>304,000</u>	<u>388,900</u>	<u>439,000</u>
<u>91</u>	<u>304,800</u>	<u>390,000</u>	<u>439,300</u>
<u>92</u>	<u>305,600</u>	<u>391,200</u>	<u>439,500</u>
<u>93</u>	<u>306,100</u>	<u>392,400</u>	<u>439,800</u>
<u>94</u>	<u>306,900</u>	<u>393,500</u>	<u>440,100</u>
<u>95</u>	<u>307,700</u>	<u>394,700</u>	<u>440,400</u>
<u>96</u>	<u>308,500</u>	<u>395,900</u>	<u>440,600</u>
<u>97</u>	<u>309,200</u>	<u>397,300</u>	<u>440,800</u>
<u>98</u>	<u>310,000</u>	<u>398,300</u>	<u>441,100</u>
<u>99</u>	<u>310,800</u>	<u>399,300</u>	<u>441,400</u>
<u>100</u>	<u>311,500</u>	<u>400,300</u>	<u>441,600</u>
<u>101</u>	<u>312,300</u>	<u>401,200</u>	<u>441,800</u>

<u>79</u>	<u>306,500</u>	<u>386,200</u>	<u>444,100</u>
<u>80</u>	<u>307,100</u>	<u>387,500</u>	<u>445,100</u>
<u>81</u>	<u>307,600</u>	<u>388,800</u>	<u>446,000</u>
<u>82</u>	<u>308,200</u>	<u>390,200</u>	<u>446,800</u>
<u>83</u>	<u>308,900</u>	<u>391,500</u>	<u>447,600</u>
<u>84</u>	<u>309,600</u>	<u>392,800</u>	<u>448,400</u>
<u>85</u>	<u>310,200</u>	<u>393,900</u>	<u>449,100</u>
<u>86</u>	<u>311,000</u>	<u>395,300</u>	<u>449,500</u>
<u>87</u>	<u>311,700</u>	<u>396,600</u>	<u>449,900</u>
<u>88</u>	<u>312,300</u>	<u>397,900</u>	<u>450,300</u>
<u>89</u>	<u>313,000</u>	<u>399,100</u>	<u>450,700</u>
<u>90</u>	<u>313,800</u>	<u>400,400</u>	<u>451,000</u>
<u>91</u>	<u>314,600</u>	<u>401,500</u>	<u>451,300</u>
<u>92</u>	<u>315,400</u>	<u>402,700</u>	<u>451,500</u>
<u>93</u>	<u>315,900</u>	<u>403,900</u>	<u>451,800</u>
<u>94</u>	<u>316,700</u>	<u>405,000</u>	<u>452,100</u>
<u>95</u>	<u>317,500</u>	<u>406,200</u>	<u>452,400</u>
<u>96</u>	<u>318,300</u>	<u>407,400</u>	<u>452,600</u>
<u>97</u>	<u>318,900</u>	<u>408,800</u>	<u>452,800</u>
<u>98</u>	<u>319,600</u>	<u>409,800</u>	<u>453,100</u>
<u>99</u>	<u>320,400</u>	<u>410,800</u>	<u>453,400</u>
<u>100</u>	<u>321,100</u>	<u>411,800</u>	<u>453,600</u>
<u>101</u>	<u>321,900</u>	<u>412,700</u>	<u>453,800</u>

<u>102</u>	<u>313,200</u>	<u>402,200</u>	<u>442,100</u>
<u>103</u>	<u>314,100</u>	<u>403,300</u>	<u>442,400</u>
<u>104</u>	<u>314,900</u>	<u>404,400</u>	<u>442,600</u>
<u>105</u>	<u>315,500</u>	<u>405,100</u>	<u>442,800</u>
<u>106</u>	<u>316,300</u>	<u>406,000</u>	
<u>107</u>	<u>317,100</u>	<u>406,900</u>	
<u>108</u>	<u>317,900</u>	<u>407,800</u>	
<u>109</u>	<u>318,600</u>	<u>408,600</u>	
<u>110</u>	<u>319,000</u>	<u>409,400</u>	
<u>111</u>	<u>319,400</u>	<u>410,200</u>	
<u>112</u>	<u>319,900</u>	<u>411,000</u>	
<u>113</u>	<u>320,400</u>	<u>411,600</u>	
<u>114</u>	<u>320,800</u>	<u>412,300</u>	
<u>115</u>	<u>321,300</u>	<u>413,000</u>	
<u>116</u>	<u>321,700</u>	<u>413,700</u>	
<u>117</u>	<u>322,200</u>	<u>414,300</u>	
<u>118</u>	<u>322,700</u>	<u>414,800</u>	
<u>119</u>	<u>323,100</u>	<u>415,200</u>	
<u>120</u>	<u>323,600</u>	<u>415,500</u>	
<u>121</u>	<u>324,100</u>	<u>415,800</u>	
<u>122</u>	<u>324,500</u>	<u>416,100</u>	
<u>123</u>	<u>325,000</u>	<u>416,400</u>	
<u>124</u>	<u>325,500</u>	<u>416,600</u>	

<u>102</u>	<u>322,700</u>	<u>413,700</u>	<u>454,100</u>
<u>103</u>	<u>323,600</u>	<u>414,800</u>	<u>454,400</u>
<u>104</u>	<u>324,400</u>	<u>415,900</u>	<u>454,600</u>
<u>105</u>	<u>325,000</u>	<u>416,600</u>	<u>454,800</u>
<u>106</u>	<u>325,800</u>	<u>417,500</u>	
<u>107</u>	<u>326,600</u>	<u>418,400</u>	
<u>108</u>	<u>327,400</u>	<u>419,300</u>	
<u>109</u>	<u>328,100</u>	<u>420,100</u>	
<u>110</u>	<u>328,500</u>	<u>420,900</u>	
<u>111</u>	<u>328,800</u>	<u>421,700</u>	
<u>112</u>	<u>329,300</u>	<u>422,500</u>	
<u>113</u>	<u>329,800</u>	<u>423,100</u>	
<u>114</u>	<u>330,200</u>	<u>423,800</u>	
<u>115</u>	<u>330,600</u>	<u>424,500</u>	
<u>116</u>	<u>331,000</u>	<u>425,200</u>	
<u>117</u>	<u>331,500</u>	<u>425,800</u>	
<u>118</u>	<u>332,000</u>	<u>426,300</u>	
<u>119</u>	<u>332,400</u>	<u>426,600</u>	
<u>120</u>	<u>332,900</u>	<u>426,900</u>	
<u>121</u>	<u>333,400</u>	<u>427,200</u>	
<u>122</u>	<u>333,800</u>	<u>427,500</u>	
<u>123</u>	<u>334,200</u>	<u>427,800</u>	
<u>124</u>	<u>334,700</u>	<u>428,000</u>	

<u>125</u>	<u>326,100</u>	<u>416,800</u>
<u>126</u>	<u>326,400</u>	<u>417,100</u>
<u>127</u>	<u>326,700</u>	<u>417,400</u>
<u>128</u>	<u>327,000</u>	<u>417,600</u>
<u>129</u>	<u>327,200</u>	<u>417,800</u>
<u>130</u>	<u>327,500</u>	<u>418,100</u>
<u>131</u>	<u>327,800</u>	<u>418,400</u>
<u>132</u>	<u>328,000</u>	<u>418,600</u>
<u>133</u>	<u>328,200</u>	<u>418,800</u>
<u>134</u>	<u>328,400</u>	<u>419,100</u>
<u>135</u>	<u>328,600</u>	<u>419,400</u>
<u>136</u>	<u>328,900</u>	<u>419,600</u>
<u>137</u>	<u>329,200</u>	<u>419,800</u>
<u>138</u>	<u>329,400</u>	<u>420,100</u>
<u>139</u>	<u>329,700</u>	<u>420,400</u>
<u>140</u>	<u>330,000</u>	<u>420,600</u>
<u>141</u>	<u>330,200</u>	<u>420,800</u>
<u>142</u>	<u>330,400</u>	<u>421,100</u>
<u>143</u>	<u>330,700</u>	<u>421,400</u>
<u>144</u>	<u>330,900</u>	<u>421,600</u>
<u>145</u>	<u>331,200</u>	<u>421,800</u>
<u>146</u>	<u>331,400</u>	
<u>147</u>	<u>331,700</u>	

<u>125</u>	<u>335,200</u>	<u>428,200</u>
<u>126</u>	<u>335,500</u>	<u>428,500</u>
<u>127</u>	<u>335,800</u>	<u>428,800</u>
<u>128</u>	<u>336,100</u>	<u>429,000</u>
<u>129</u>	<u>336,300</u>	<u>429,200</u>
<u>130</u>	<u>336,600</u>	<u>429,500</u>
<u>131</u>	<u>336,900</u>	<u>429,800</u>
<u>132</u>	<u>337,100</u>	<u>430,000</u>
<u>133</u>	<u>337,300</u>	<u>430,200</u>
<u>134</u>	<u>337,500</u>	<u>430,500</u>
<u>135</u>	<u>337,700</u>	<u>430,800</u>
<u>136</u>	<u>338,000</u>	<u>431,000</u>
<u>137</u>	<u>338,300</u>	<u>431,200</u>
<u>138</u>	<u>338,500</u>	<u>431,500</u>
<u>139</u>	<u>338,800</u>	<u>431,800</u>
<u>140</u>	<u>339,100</u>	<u>432,000</u>
<u>141</u>	<u>339,300</u>	<u>432,200</u>
<u>142</u>	<u>339,500</u>	<u>432,500</u>
<u>143</u>	<u>339,800</u>	<u>432,800</u>
<u>144</u>	<u>340,000</u>	<u>433,000</u>
<u>145</u>	<u>340,300</u>	<u>433,200</u>
<u>146</u>	<u>340,500</u>	
<u>147</u>	<u>340,800</u>	

	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
再任用		額	額	額	額	額
短時間		円	円	円	円	円
勤務職員		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900
員						

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
再任用		額	額	額	額	額
短時間		円	円	円	円	円
勤務職員		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000
員						

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
22	243,200	258,200	354,300	376,000		22	256,400	271,400	366,700	388,500	

<u>23</u>	<u>244,500</u>	<u>259,500</u>	<u>355,700</u>	<u>377,200</u>
<u>24</u>	<u>245,800</u>	<u>260,800</u>	<u>357,000</u>	<u>378,300</u>
<u>25</u>	<u>247,000</u>	<u>262,100</u>	<u>358,300</u>	<u>379,400</u>
<u>26</u>	<u>248,100</u>	<u>264,000</u>	<u>359,700</u>	<u>380,600</u>
<u>27</u>	<u>249,200</u>	<u>265,800</u>	<u>361,100</u>	<u>381,800</u>
<u>28</u>	<u>250,300</u>	<u>267,600</u>	<u>362,400</u>	<u>382,900</u>
<u>29</u>	<u>251,500</u>	<u>269,300</u>	<u>363,700</u>	<u>384,000</u>
<u>30</u>	<u>252,800</u>	<u>271,500</u>	<u>365,100</u>	<u>385,200</u>
<u>31</u>	<u>254,000</u>	<u>273,700</u>	<u>366,400</u>	<u>386,400</u>
<u>32</u>	<u>255,200</u>	<u>275,900</u>	<u>367,700</u>	<u>387,500</u>
<u>33</u>	<u>256,300</u>	<u>278,100</u>	<u>369,000</u>	<u>388,600</u>
<u>34</u>	<u>257,500</u>	<u>280,300</u>	<u>370,200</u>	<u>389,800</u>
<u>35</u>	<u>258,700</u>	<u>282,500</u>	<u>371,400</u>	<u>391,000</u>
<u>36</u>	<u>259,900</u>	<u>284,600</u>	<u>372,600</u>	<u>392,200</u>
<u>37</u>	<u>261,100</u>	<u>286,600</u>	<u>373,800</u>	<u>393,400</u>
<u>38</u>	<u>262,300</u>	<u>288,500</u>	<u>375,000</u>	<u>394,700</u>
<u>39</u>	<u>263,500</u>	<u>290,400</u>	<u>376,200</u>	<u>395,900</u>
<u>40</u>	<u>264,700</u>	<u>292,200</u>	<u>377,400</u>	<u>397,100</u>
<u>41</u>	<u>265,900</u>	<u>294,000</u>	<u>378,500</u>	<u>398,300</u>
<u>42</u>	<u>267,000</u>	<u>295,900</u>	<u>379,700</u>	<u>399,600</u>
<u>43</u>	<u>268,100</u>	<u>297,700</u>	<u>380,900</u>	<u>400,600</u>
<u>44</u>	<u>269,200</u>	<u>299,400</u>	<u>382,100</u>	<u>401,700</u>
<u>45</u>	<u>270,200</u>	<u>301,100</u>	<u>383,200</u>	<u>402,900</u>

<u>23</u>	<u>257,700</u>	<u>272,500</u>	<u>368,100</u>	<u>389,700</u>
<u>24</u>	<u>258,900</u>	<u>273,700</u>	<u>369,400</u>	<u>390,800</u>
<u>25</u>	<u>260,100</u>	<u>275,000</u>	<u>370,600</u>	<u>391,800</u>
<u>26</u>	<u>261,200</u>	<u>276,700</u>	<u>372,000</u>	<u>393,000</u>
<u>27</u>	<u>262,300</u>	<u>278,400</u>	<u>373,300</u>	<u>394,100</u>
<u>28</u>	<u>263,400</u>	<u>280,100</u>	<u>374,600</u>	<u>395,200</u>
<u>29</u>	<u>264,600</u>	<u>281,800</u>	<u>375,800</u>	<u>396,300</u>
<u>30</u>	<u>265,700</u>	<u>283,800</u>	<u>377,200</u>	<u>397,500</u>
<u>31</u>	<u>266,800</u>	<u>286,000</u>	<u>378,500</u>	<u>398,700</u>
<u>32</u>	<u>267,800</u>	<u>288,200</u>	<u>379,800</u>	<u>399,800</u>
<u>33</u>	<u>268,900</u>	<u>290,400</u>	<u>381,100</u>	<u>400,800</u>
<u>34</u>	<u>269,900</u>	<u>292,600</u>	<u>382,300</u>	<u>401,900</u>
<u>35</u>	<u>270,900</u>	<u>294,800</u>	<u>383,400</u>	<u>403,100</u>
<u>36</u>	<u>272,000</u>	<u>296,900</u>	<u>384,600</u>	<u>404,300</u>
<u>37</u>	<u>273,200</u>	<u>298,900</u>	<u>385,800</u>	<u>405,500</u>
<u>38</u>	<u>274,100</u>	<u>300,800</u>	<u>387,000</u>	<u>406,800</u>
<u>39</u>	<u>275,100</u>	<u>302,700</u>	<u>388,200</u>	<u>407,900</u>
<u>40</u>	<u>276,200</u>	<u>304,500</u>	<u>389,300</u>	<u>409,100</u>
<u>41</u>	<u>277,400</u>	<u>306,300</u>	<u>390,400</u>	<u>410,200</u>
<u>42</u>	<u>278,500</u>	<u>308,200</u>	<u>391,600</u>	<u>411,500</u>
<u>43</u>	<u>279,600</u>	<u>310,000</u>	<u>392,800</u>	<u>412,500</u>
<u>44</u>	<u>280,700</u>	<u>311,700</u>	<u>393,900</u>	<u>413,600</u>
<u>45</u>	<u>281,600</u>	<u>313,400</u>	<u>395,000</u>	<u>414,800</u>

<u>46</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>384,500</u>	<u>404,100</u>
<u>47</u>	<u>271,800</u>	<u>304,600</u>	<u>385,800</u>	<u>405,300</u>
<u>48</u>	<u>272,600</u>	<u>306,200</u>	<u>387,000</u>	<u>406,500</u>
<u>49</u>	<u>273,300</u>	<u>307,800</u>	<u>387,900</u>	<u>407,600</u>
<u>50</u>	<u>274,100</u>	<u>309,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,600</u>
<u>51</u>	<u>274,800</u>	<u>311,300</u>	<u>390,100</u>	<u>409,900</u>
<u>52</u>	<u>275,500</u>	<u>313,000</u>	<u>391,200</u>	<u>411,100</u>
<u>53</u>	<u>276,300</u>	<u>314,300</u>	<u>392,000</u>	<u>412,300</u>
<u>54</u>	<u>277,100</u>	<u>316,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,400</u>
<u>55</u>	<u>277,900</u>	<u>318,000</u>	<u>394,100</u>	<u>414,500</u>
<u>56</u>	<u>278,600</u>	<u>319,700</u>	<u>395,100</u>	<u>415,600</u>
<u>57</u>	<u>279,300</u>	<u>321,400</u>	<u>396,200</u>	<u>416,600</u>
<u>58</u>	<u>280,100</u>	<u>323,300</u>	<u>397,200</u>	<u>417,800</u>
<u>59</u>	<u>280,900</u>	<u>325,000</u>	<u>398,300</u>	<u>419,000</u>
<u>60</u>	<u>281,600</u>	<u>326,700</u>	<u>399,400</u>	<u>420,200</u>
<u>61</u>	<u>282,200</u>	<u>328,400</u>	<u>400,400</u>	<u>420,800</u>
<u>62</u>	<u>282,900</u>	<u>330,200</u>	<u>401,500</u>	<u>421,600</u>
<u>63</u>	<u>283,600</u>	<u>332,000</u>	<u>402,600</u>	<u>422,300</u>
<u>64</u>	<u>284,200</u>	<u>333,700</u>	<u>403,600</u>	<u>422,800</u>
<u>65</u>	<u>284,900</u>	<u>335,400</u>	<u>404,500</u>	<u>423,100</u>
<u>66</u>	<u>285,600</u>	<u>336,700</u>	<u>405,400</u>	<u>423,400</u>
<u>67</u>	<u>286,300</u>	<u>338,000</u>	<u>406,400</u>	<u>423,800</u>
<u>68</u>	<u>287,000</u>	<u>339,300</u>	<u>407,400</u>	<u>424,200</u>

<u>46</u>	<u>282,400</u>	<u>315,200</u>	<u>396,300</u>	<u>416,000</u>
<u>47</u>	<u>283,200</u>	<u>316,900</u>	<u>397,500</u>	<u>417,200</u>
<u>48</u>	<u>284,000</u>	<u>318,500</u>	<u>398,600</u>	<u>418,400</u>
<u>49</u>	<u>284,600</u>	<u>320,100</u>	<u>399,500</u>	<u>419,500</u>
<u>50</u>	<u>285,400</u>	<u>321,800</u>	<u>400,700</u>	<u>420,500</u>
<u>51</u>	<u>286,100</u>	<u>323,600</u>	<u>401,700</u>	<u>421,800</u>
<u>52</u>	<u>286,800</u>	<u>325,300</u>	<u>402,800</u>	<u>423,000</u>
<u>53</u>	<u>287,600</u>	<u>326,600</u>	<u>403,600</u>	<u>424,200</u>
<u>54</u>	<u>288,400</u>	<u>328,500</u>	<u>404,700</u>	<u>425,300</u>
<u>55</u>	<u>289,000</u>	<u>330,300</u>	<u>405,700</u>	<u>426,400</u>
<u>56</u>	<u>289,700</u>	<u>332,000</u>	<u>406,700</u>	<u>427,500</u>
<u>57</u>	<u>290,400</u>	<u>333,600</u>	<u>407,800</u>	<u>428,500</u>
<u>58</u>	<u>291,200</u>	<u>335,500</u>	<u>408,800</u>	<u>429,700</u>
<u>59</u>	<u>292,000</u>	<u>337,200</u>	<u>409,900</u>	<u>430,900</u>
<u>60</u>	<u>292,600</u>	<u>338,900</u>	<u>411,000</u>	<u>432,100</u>
<u>61</u>	<u>293,200</u>	<u>340,600</u>	<u>412,000</u>	<u>432,700</u>
<u>62</u>	<u>293,900</u>	<u>342,300</u>	<u>413,100</u>	<u>433,500</u>
<u>63</u>	<u>294,600</u>	<u>344,000</u>	<u>414,200</u>	<u>434,200</u>
<u>64</u>	<u>295,100</u>	<u>345,700</u>	<u>415,200</u>	<u>434,700</u>
<u>65</u>	<u>295,800</u>	<u>347,400</u>	<u>416,100</u>	<u>435,000</u>
<u>66</u>	<u>296,500</u>	<u>348,700</u>	<u>417,000</u>	<u>435,300</u>
<u>67</u>	<u>297,100</u>	<u>350,000</u>	<u>418,000</u>	<u>435,700</u>
<u>68</u>	<u>297,700</u>	<u>351,300</u>	<u>419,000</u>	<u>436,100</u>

	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
定年前	76	292,400	351,200	413,200	426,800
再任用	77	293,000	352,600	413,800	427,100
短時間	78	293,700	354,100	414,500	427,400
勤務職	79	294,300	355,600	415,000	427,700
員以外	80	294,900	357,100	415,600	427,900
の職員	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	
	89	299,700	368,100	418,200	
	90	300,300	369,200	418,500	
	91	300,800	370,300	418,800	

	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
定年前	76	302,700	363,000	424,800	438,600
再任用	77	303,300	364,400	425,400	438,800
短時間	78	303,900	365,900	426,100	439,100
勤務職	79	304,500	367,400	426,600	439,400
員以外	80	305,100	368,900	427,200	439,600
の職員	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	
	87	308,600	377,500	429,300	
	88	309,100	378,600	429,500	
	89	309,500	379,600	429,700	
	90	310,000	380,700	430,000	
	91	310,400	381,800	430,300	

<u>92</u>	<u>301,300</u>	<u>371,400</u>	<u>419,000</u>
<u>93</u>	<u>301,600</u>	<u>372,500</u>	<u>419,200</u>
<u>94</u>	<u>302,100</u>	<u>373,700</u>	<u>419,500</u>
<u>95</u>	<u>302,600</u>	<u>374,800</u>	<u>419,800</u>
<u>96</u>	<u>303,000</u>	<u>375,900</u>	<u>420,000</u>
<u>97</u>	<u>303,400</u>	<u>376,900</u>	<u>420,200</u>
<u>98</u>	<u>303,900</u>	<u>377,900</u>	<u>420,500</u>
<u>99</u>	<u>304,400</u>	<u>378,800</u>	<u>420,800</u>
<u>100</u>	<u>304,800</u>	<u>379,700</u>	<u>421,000</u>
<u>101</u>	<u>305,200</u>	<u>380,500</u>	<u>421,200</u>
<u>102</u>	<u>305,600</u>	<u>381,500</u>	<u>421,500</u>
<u>103</u>	<u>306,000</u>	<u>382,400</u>	<u>421,800</u>
<u>104</u>	<u>306,300</u>	<u>383,300</u>	<u>422,000</u>
<u>105</u>	<u>306,500</u>	<u>384,100</u>	<u>422,200</u>
<u>106</u>	<u>306,800</u>	<u>385,000</u>	
<u>107</u>	<u>307,100</u>	<u>385,900</u>	
<u>108</u>	<u>307,300</u>	<u>386,800</u>	
<u>109</u>	<u>307,500</u>	<u>387,600</u>	
<u>110</u>	<u>307,700</u>	<u>388,600</u>	
<u>111</u>	<u>308,000</u>	<u>389,500</u>	
<u>112</u>	<u>308,300</u>	<u>390,400</u>	
<u>113</u>	<u>308,500</u>	<u>391,000</u>	
<u>114</u>	<u>308,700</u>	<u>391,900</u>	

<u>92</u>	<u>310,900</u>	<u>382,900</u>	<u>430,500</u>
<u>93</u>	<u>311,200</u>	<u>384,000</u>	<u>430,700</u>
<u>94</u>	<u>311,700</u>	<u>385,100</u>	<u>431,000</u>
<u>95</u>	<u>312,200</u>	<u>386,100</u>	<u>431,300</u>
<u>96</u>	<u>312,600</u>	<u>387,200</u>	<u>431,500</u>
<u>97</u>	<u>312,900</u>	<u>388,200</u>	<u>431,700</u>
<u>98</u>	<u>313,300</u>	<u>389,200</u>	<u>432,000</u>
<u>99</u>	<u>313,700</u>	<u>390,100</u>	<u>432,300</u>
<u>100</u>	<u>314,100</u>	<u>391,000</u>	<u>432,500</u>
<u>101</u>	<u>314,500</u>	<u>391,800</u>	<u>432,700</u>
<u>102</u>	<u>314,800</u>	<u>392,800</u>	<u>433,000</u>
<u>103</u>	<u>315,100</u>	<u>393,600</u>	<u>433,300</u>
<u>104</u>	<u>315,400</u>	<u>394,500</u>	<u>433,500</u>
<u>105</u>	<u>315,600</u>	<u>395,300</u>	<u>433,700</u>
<u>106</u>	<u>315,900</u>	<u>396,200</u>	
<u>107</u>	<u>316,200</u>	<u>397,100</u>	
<u>108</u>	<u>316,400</u>	<u>398,000</u>	
<u>109</u>	<u>316,600</u>	<u>398,800</u>	
<u>110</u>	<u>316,800</u>	<u>399,800</u>	
<u>111</u>	<u>317,100</u>	<u>400,700</u>	
<u>112</u>	<u>317,400</u>	<u>401,600</u>	
<u>113</u>	<u>317,600</u>	<u>402,200</u>	
<u>114</u>	<u>317,800</u>	<u>403,100</u>	

<u>115</u>	<u>308,900</u>	<u>392,800</u>
<u>116</u>	<u>309,200</u>	<u>393,700</u>
<u>117</u>	<u>309,500</u>	<u>394,500</u>
<u>118</u>	<u>309,700</u>	<u>395,200</u>
<u>119</u>	<u>310,000</u>	<u>396,000</u>
<u>120</u>	<u>310,300</u>	<u>396,800</u>
<u>121</u>	<u>310,500</u>	<u>397,400</u>
<u>122</u>	<u>310,700</u>	<u>398,100</u>
<u>123</u>	<u>310,900</u>	<u>398,800</u>
<u>124</u>	<u>311,200</u>	<u>399,400</u>
<u>125</u>	<u>311,500</u>	<u>400,000</u>
<u>126</u>		<u>400,700</u>
<u>127</u>		<u>401,200</u>
<u>128</u>		<u>401,800</u>
<u>129</u>		<u>402,400</u>
<u>130</u>		<u>403,000</u>
<u>131</u>		<u>403,500</u>
<u>132</u>		<u>404,000</u>
<u>133</u>		<u>404,300</u>
<u>134</u>		<u>404,600</u>
<u>135</u>		<u>404,900</u>
<u>136</u>		<u>405,200</u>
<u>137</u>		<u>405,500</u>

<u>115</u>	<u>318,000</u>	<u>404,000</u>
<u>116</u>	<u>318,300</u>	<u>404,900</u>
<u>117</u>	<u>318,600</u>	<u>405,700</u>
<u>118</u>	<u>318,800</u>	<u>406,400</u>
<u>119</u>	<u>319,100</u>	<u>407,200</u>
<u>120</u>	<u>319,400</u>	<u>408,000</u>
<u>121</u>	<u>319,600</u>	<u>408,600</u>
<u>122</u>	<u>319,800</u>	<u>409,300</u>
<u>123</u>	<u>320,000</u>	<u>410,000</u>
<u>124</u>	<u>320,300</u>	<u>410,600</u>
<u>125</u>	<u>320,600</u>	<u>411,200</u>
<u>126</u>		<u>411,900</u>
<u>127</u>		<u>412,400</u>
<u>128</u>		<u>413,000</u>
<u>129</u>		<u>413,600</u>
<u>130</u>		<u>414,200</u>
<u>131</u>		<u>414,700</u>
<u>132</u>		<u>415,200</u>
<u>133</u>		<u>415,500</u>
<u>134</u>		<u>415,800</u>
<u>135</u>		<u>416,000</u>
<u>136</u>		<u>416,300</u>
<u>137</u>		<u>416,600</u>

	138		405,800					138		416,900				
	139		406,100					139		417,200				
	140		406,400					140		417,500				
	141		406,700					141		417,800				
	142		407,000					142		418,100				
	143		407,300					143		418,400				
	144		407,600					144		418,700				
	145		407,800					145		418,900				
	146		408,100					146		419,200				
	147		408,400					147		419,500				
	148		408,600					148		419,700				
	149		408,800					149		419,900				
	150		409,100					150		420,200				
	151		409,400					151		420,500				
	152		409,600					152		420,700				
	153		409,800					153		420,900				
	154		410,100					154		421,200				
	155		410,400					155		421,500				
	156		410,600					156		421,700				
	157		410,800					157		421,900				
定年前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月		定年前		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
再任用		額	額	額	額	額		再任用		額	額	額	額	額
短時間		円	円	円	円	円		短時間		円	円	円	円	円

勤務職 員		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900
----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

勤務職 員		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600
----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第19条の2 省略 （義務教育等教員特別手当） 第19条の3 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3 学校教育法に規定する高等学校に勤務する職員については、<u>第1項</u>に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。 （新設） 4 省略 第20条～第35条の2 省略 （第2号会計年度任用職員の給与への準用）	第1条～第19条の2 省略 （義務教育等教員特別手当） 第19条の3 省略 （削除） 2 学校教育法に規定する高等学校に勤務する職員については、<u>前項</u>に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、次に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。 <u>(1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校および高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の校務</u> 4 省略 第20条～第35条の2 省略 （第2号会計年度任用職員の給与への準用）

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第19条の3第2項	号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）	号給
省略		

第37条～第39条 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

（新設）

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第19条の3第3項	号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）	号給
省略		

第37条～第39条 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

（新設）

別表第3 省略

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

省略

注1 省略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第16条の2 省略 （職員の期末手当） 第17条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 省略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 省略 第17条の2・第17条の3 省略 （職員の勤勉手当） 第18条 省略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職	第1条～第16条の2 省略 （職員の期末手当） 第17条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 省略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 省略 第17条の2・第17条の3 省略 （職員の勤勉手当） 第18条 省略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職

し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。
次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれ
に対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗
じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任
用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の52.5を乗じて得た額
の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第31条の2 省略

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第
1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい
て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とある
のは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会
計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総
額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第35条の2 省略

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第
2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい

し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。
次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれ
に対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の106.25を
乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任
用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25を乗じて得た額
の総額

3～5 省略

第19条～第31条 省略

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第31条の2 省略

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第
1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい
て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とある
のは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会
計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の
総額」と読み替えるものとする。

3～5 省略

第32条～第35条 省略

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第35条の2 省略

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第
2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい

て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条以下 省略

て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3・4 省略

第36条以下 省略

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条・第2条 省略 （教職調整額の支給等） 第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下同じ。）<u>のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額の下10分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</u> 2 省略 第4条・第5条 省略 （正規の勤務時間を超える勤務等） 第6条 義務教育諸学校等の教育職員<u>（管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。）</u>については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超	第1条・第2条 省略 （教職調整額の支給等） 第3条 義務教育諸学校等の教育職員（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下同じ。）<u>（管理職手当を受ける者および教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものを除く。第6条第1項および第2項において同じ。）</u>には、その者の給料月額の下10分の10に相当する額の教職調整額を支給する。 2 省略 第4条・第5条 省略 （正規の勤務時間を超える勤務等） 第6条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正

えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

(業務量の適切な管理等)

第7条 省略

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、県費負担教育職員に係る前項に規定する管理および措置を行うために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

付 則

1・2 省略

(新設)

規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。

(1)・(2) 省略

2・3 省略

(業務量の適切な管理等)

第7条 省略

2 教育委員会は、市町教育委員会に対し、給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定およびその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うものとする。

付 則

1・2 省略

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条・第2条 省略 （特殊勤務手当の種類） 第3条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、<u>多級手当</u>、兼務手当、産業教育等実習手当、入学等考查手当、夜間定時制勤務手当および夜間学級手当とする。 （教員特殊業務手当） 第4条 省略 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。 (1) 省略 (2) 前項第1号イに掲げる業務 <u>7,500円</u> (3) 前項第1号ウに掲げる業務 <u>3,000円</u>（人事委員会規則で定める場合にあっては、<u>7,500円</u>） (4) 前項第2号に掲げる業務 <u>5,100円</u> (5) 前項第3号に掲げる業務 <u>5,100円</u> (6) 省略 第4条の2 省略 <u>（多級手当）</u>	第1条・第2条 省略 （特殊勤務手当の種類） 第3条 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、兼務手当、産業教育等実習手当、入学等考查手当、夜間定時制勤務手当および夜間学級手当とする。 （教員特殊業務手当） 第4条 省略 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。 (1) 省略 (2) 前項第1号イ<u>およびウ</u>に掲げる業務 <u>8,000円</u> （削除） (3) 前項第2号<u>および第3号</u>に掲げる業務 <u>5,100円</u> （削除） (4) 省略 第4条の2 省略

第5条 多級手当は、市町立の小学校、中学校または義務教育学校の2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級を担当する職員が当該学級における授業または指導に従事したときに支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、多級手当を支給しない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする者

(2) 2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(3) 2以上の学年の児童または生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき310円とする。

第6条以下 省略

第5条 削除

第6条以下 省略

令和7年「職員の給与等に関する報告および勧告」の概要

令和7年10月20日
滋賀県人事委員会

○ 給与勧告・報告のポイント

<民間給与との較差に基づく給与改定>

月例給、特別給ともに引上げ（4年連続）

- ① 月例給は、民間給与との較差（11,776 円、3.06%）を解消するため、国に準じて給料表を引上げ
- ② 特別給（期末・勤勉手当）は、民間の支給割合との均衡を図るため 0.05 月分引上げ

<諸手当等の見直し>

人事院勧告や法改正を踏まえ、諸手当等を見直し

- ① 通勤手当、宿日直手当等を見直し
- ② 教職調整額の支給割合の引上げ等を実施

1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 地方公務員の給与は、地方公務員法の規定に基づき、社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。
- ・ 給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な処遇を確保するものであり、職員の士気の高揚、有為の人材の確保など能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。
- ・ 県は民間企業と異なり、市場の抑制力が存在しないこと等から、時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠することが最も合理的であると考えられている。

2 民間給与との比較

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所から無作為抽出した 138 民間事業所の個人別給与を実地調査（完了率 89.8%）

なお、公民給与の比較に当たり、国に準じて、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象企業規模を従前の 50 人以上から 100 人以上に見直し

(1) 月例給

公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

公民較差 11,776 円 3.06%

〔新規採用職員を除く行政職給料表適用職員 3,335 人、平均年齢 41.4 歳〕

（参考）人事院報告 官民較差 15,014 円 3.62% （本府省職員の比較における対応関係を東京 23 区本店の企業規模 1,000 人以上とする見直しを行わなかった場合は 11,891 円、2.87%）

(2) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の特別給の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 4.63 月（公務の支給月数 4.60 月）

3 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

国に準じて給料表を引上げ改定（平均改定率 3.28%）

(2) 初任給調整手当

国に準じて医師および歯科医師に対する手当額を引上げ

(3) 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ（年間支給月数 4.60 月分 → 4.65 月分）

期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
令和 7 年度 期末手当	1.25 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.25 月）
勤勉手当	1.05 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.05 月）
8 年度 期末手当	1.2625 月	1.2625 月
以降 勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

(4) 実施時期

(1)および(2)については令和 7 年 4 月 1 日、(3)については同年 12 月 1 日

（参考）新規採用職員を除く行政職給料表適用職員 1 人当たりの影響額

	勧告前(A)	勧告後(B)	増減(B－A)
平均給与月額	384,781 円	396,470 円	11,689 円（※）
平均年間給与	6,416 千円	6,634 千円	218 千円

（※）内訳：給料 11,049 円、給料等を算定基礎とする諸手当の増 640 円（改定率 3.04%）

4 諸手当の見直し

(1) 通勤手当

交通用具(自動車)使用者に対する通勤手当について、人事院勧告、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し

ア 「102km 以上」を上限とする距離区分（4 km 刻み）を新設（現行は最長 62km 以上）

イ 現行の距離区分（14km 未満を除く。）について、支給額を引上げ

ウ 駐車場（自動車）の利用に係る手当について、上限 5,000 円の範囲内で 1 か月当たり駐車料金相当額を支給（現行は上限 3,500 円の範囲内で 1 か月当たり駐車料金相当額の 1/2 を基本）
※併せて、駐車場(自転車等)についても上限 1,500 円の範囲内で 1 か月当たり駐車料金相当額の支給に見直し（現行は上限 1,500 円の範囲内で 1 か月当たり駐車料金相当額の 1/2 を基本）

(2) 特地勤務手当に準ずる手当

・ 国に準じて特地公署等への採用に伴い転居した職員に新たに支給

(3) 宿日直手当

・ 国に準じて支給額を引上げ

(4) 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日（(1)アおよびウについては令和 8 年 4 月 1 日）

5 教職調整額等の見直し

(1) 教職調整額の引上げ

教職調整額の支給割合について、令和 8 年 1 月から毎年 100 分の 1 ずつ引き上げ、令和 13 年 1

月以降は100分の10（現行は100分の4）

※ 職務の級が3級または4級である教育職員の給料月額に加算措置

(2) 義務教育等教員特別手当の見直し

法改正の趣旨を踏まえ、適切な対応を検討することが必要

6 その他給与制度に関する事項

- ・ 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当について、今後の国の法改正や他の地方公共団体の動向等を注視していくことが必要
- ・ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築への対応について、国の動向を注視していくことが必要。また、国に準じて、先行する見直しとして、昇格に当たって昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間）を廃止

7 人事管理に関する事項

(1) 人材の確保・定着

- ・ 今後も人材確保は極めて厳しい状況が続く見込みであり、より危機感とスピード感を持って試験制度を抜本的に見直し、新たなフェーズに進めることが必要
- ・ 働きやすい職場環境づくりや、県の強み等の情報発信、全庁を挙げたインターンシップの充実等に取り組むとともに、採用辞退者抑制の取組をさらに充実させることが必要
- ・ 近年、若手職員の離職が増加傾向にあり、若手職員の定着とワーク・エンゲージメント向上に向けて引き続き取り組むことが重要

(2) 全ての職員の活躍推進（県庁力の最大化）

- ・ 年齢や性別、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった様々な事情を問わず、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、互いに支え合いながら県庁力を最大化することが重要
- ・ 風通しの良い組織風土の醸成、役職段階に応じた切れ目のない人材育成への取組が必要

(3) 働き方改革の推進と心身ともに健康に働ける職場環境の構築

- ・ 業務の進捗や終了に合わせて、新たな行政課題への対応や職員の過重な負担の軽減、働きやすい職場環境づくりのため、人的資源の必要な部署への的確なシフト、また、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制の確保が重要
- ・ マネジメントの重要な担い手である係長の負担が増大していると考えられ、支援が必要
- ・ 学校においては依然として長時間労働の解消には至っておらず、より実効性のある計画の策定、学校の管理職員をサポートする取組など教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みの拡充、また、適切な教員数の確保に向けた取組の推進が必要
- ・ 仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、代替職員の確保による周囲の職員の負担増大防止等、職場環境の整備の推進とともに、選択的週休3日制度を含むフレックスタイム制度の導入について、職場の実情等を踏まえながら検討することが必要
- ・ メンタルヘルス不調は組織にとっても重大な課題であり職場全体で早期に対応するとともに、職員の健康を守るため11時間を目安とした勤務間インターバルの確保に係る取組の推進が必要
- ・ 職場におけるハラスメントを防止するため、相談しやすい雰囲気やハラスメントを起こさない職場環境の確立、カスタマーハラスメントへの組織としての対応が必要

(4) 公務員倫理の徹底

- ・ 任命権者において引き続き不祥事の再発防止に取り組むとともに、職員一人ひとりが相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することが必要